

ドイツ森林史の一断面—領邦国家、共同体そして森林法

石井 寛

はじめに

森林政策はこれまで国家の権限として考えられてきたが(ドイツの場合は州)、歴史を振り返ってみると、森林政策の権限を巡って国家と共同体との間に激しい相克があったことが分かる。本報告はドイツのバーデン・ヴェルテンベルク州を対象にして、16世紀以降の森林法の制定過程を領邦国家、共同体との関係で把握し、森林法ひいては森林政策の性格について考察することを課題にする。

ドイツ中世の理解

報告内容との関係で領邦国家と共同体について、最新の研究成果を整理すると、ドイツでは13世紀頃から神聖ローマ帝国直属の領主が封建知行権、裁判権、森林高権など様々な特権を結びつけて領域の一括支配を志向し始めた。こうした状態を領邦国家化と言われているが、絶対主義国家化へと連動する動きである。一方、封建制が領主直営から地代荘園制に変化するなかで、村落共同体が形成され、村落の命令と禁令を実行するための組織が森番を含め造られるようになった。

森林と放牧地からなる共有地が16世紀以降において領邦国家によって侵害されるようになった背景として、領主の狩猟熱とともに、木材が不足したこと、放牧地がヒツジ飼育にとって不可欠であったことなどがある。領主の支配権を広げる根拠となったのが森林高権、野獣禁令権である。

転機としての1525年農民戦争

1525年にドイツ西南部を中心に激しい農民戦争が戦われたが、バーデンとヴェルテンベルクはシュバルツバルトを含め、その主戦場の一つであった。特にヴェルテンベルクは16世紀初めから厳しい森林保護政策を実施したことで知られており、ヴェルテンベルク伯は伯の権威ではなく、野獣禁令権によって領邦を建設したとされた。

上シュヴァーベン農民が提起した12箇条の第5条では、木材について苦情を持っていることを明らかにした上で、領主が購入しないで所有している場合、森林を共同体に返還し、共同体の自由な処分に委ねることを要求している。農民戦争の敗北は領邦国家の森林支配権を強め、16世紀以降、多くの森林令が制定されるようになった。しかし共同体や農民の力が削がれた訳ではなく、ラントシャフト制という領邦国家の仕組みのなかで生き残り、旧体制の全面的復古は生じなかった。

領邦国家による森林法の制定

ヴェルテンベルクは1532年に初めて森林法を制定し、1614年に改正している。バーデン・ドゥラッハは1574年に、バーデン・バーデンは1587年に森林法を制定した。シュバルツバルトを前部オーストリアとして統治していたオーストリアは1557年に森林法を制定している。このように領邦国家による森林法の制定が基本性格であり、歴史としての近代国家は所有者に自由を認めつつも、領邦国家による森林監督権を継承していると見ることができる。

アメリカにおける新たな林地投資

大塚生美（林業経済研） 餅田治之（筑波大生命環境）

1990年代以降、アメリカにおいては、林産会社が所有する会社有林や大規模な私有林所有者の森林などを対象として、年金基金や職員組合の退職金基金などの巨大な投資ファンドが、大規模な投資を活発化させた。その結果会社有林や大規模私有林は、そうした巨大投資ファンドを背景とした林地投資会社(Timberland Investment Management Organizations : TIMOs)や不動産投資信託(Real Estate Investment Trusts : REITs)等によって購入され、今日アメリカでは新たな大規模森林所有が形成されつつある。その数は今なお増加しており、今後もさらに増加が予想されている。

こうしたアメリカにおける新たな森林所有再編の動きは、もともと企業経営のレベルで森林経営が行われていた会社有林や大規模私有林所有を、巨大投資ファンドがいわば強力な資金力にものを言わせる形で展開している。農民的な形で経営されている小私有林(Non-industrial Private Forests : NIPF)は、今のところこの新たな森林所有再編のターゲットとはなっていない。そしてさらに示唆的なことは、こうした新たな森林所有再編の動きが、90年代、アメリカ林業が天然林採取的林業から人工林育成的林業へ大きく転換している時期に活発化したことである。

このように、アメリカではすでに一部において企業的な形で森林経営が展開していたが、それはより強力な国際的に活動する投資ファンドのポートフォリオの対象として位置づけられ、さらにそれが人工林経営の全面化の中で展開しているという意味で、これらの動きは育林経営の新たな段階と考えられるかもしれない。こうした認識を全面的に解き明かすにはまだ情報不足である。今回はこのことをいわば仮説として、アメリカではなぜ巨大投資ファンドが会社有林や大規模森林所有を対象として森林の購入を展開しているのか、その動力がどこにあるのかについて考えてみることにする。

巨大投資ファンドが森林に投資を行う動力として、アメリカにおける大規模な育林経営の収益性の問題、林地の評価額の上昇による林地売却の有利性の問題、不動産投資信託に対する税制の優遇措置、の3点が当面考えられる。現地調査によれば、現在のアメリカにおける大規模育林経営の内部収益率は6%程度が一般的であり、7~8%と回答したところもあった。

このように、育林経営の内部収益率は一般的な銀行利子率4~5%と比べてもやや良く、株やその他の投資先と比べリスクも低く、森林は安定した投資先であると考えられている。育林技術もコスト低下に向けた努力が著しい。また林産会社の社有林は古くからの森林所有である場合があり、所有森林の評価額が実勢価格よりも低く見積もられているケースが少なくない。社有林を木材加工部門から引き離し、別会社とした場合、山林の評価額は高く評価され、その山林を売却すれば株主は大きな収入を得ることが可能となる。これが林産会社の株主が山林部門を売却する原動力となっているのである。さらにアメリカでは不動産投資信託で資産を運用する場合、所得税に関する優遇措置を得ることが可能である。このことが山林所有のREIT化を推進する動力になっているのである。

(連絡先：大塚生美 raiha@theia.ocn.ne.jp, office@rinkeiken.org)

Monitoring Trends among Visitor Groups in National Parks —The Kamikochi Case Study—

○T E Jones (東京大院)

1. Introduction. Although some 60% of the total area of over 2 million hectares of national parkland in Japan is owned by the Forestry Agency, in practice management plans and policy are drawn up and implemented by the Ministry of Environment (MoE). However, due to a relatively short history, lack of funding and manpower, it is only in recent years that the MoE has introduced monitoring techniques comparable to the US VERP system (1993), whose roots extend back to the 1960s. The 1999 trail counters installed on Yakushima by Professor Hirata from Kagoshima University were among the first to be tested in Japan. Suitably impressed, the MoE took over their joint management in 2001 and since then the number of counters has spread rapidly across the country, including Kamikochi, the Southern gateway to the Chubu Sangaku National Park, an IUCN category II protected area.
2. Selection of Case Study Area. However, despite the increasing number of trail counters, doubts remain over their accuracy and integration into a comprehensive park management plan (Aikoh, 2005). A review of available literature implied a lack of sustained monitoring at Kamikochi that belied its status as a top-flight destination (Jones, 2007). Moreover, doubts surround the accuracy of even the most fundamental data sources including the intake of daily visitors (Akihara, 2001).
3. Methodology. The Green Diamond plan, implemented by the MoE in 1995, aimed to meet the diversifying needs of new types of use. Specifically, the 3-way zoning blueprint set out to renovate the facilities in and around the core zone in order to accommodate the most common types of visitor to Kamikochi: ① a central area was set aside to accommodate large numbers of visitors without overt congestion; ② a buffer zone for more comprehensive interaction with the natural environment; ③ and the back country mountainside beyond. In order to gauge the flow of visitors around these three management zones, passive infrared trail counters were installed in 2006 at 3 corresponding locations. The primary aim is to compile the data from these 3 counters and test their accuracy.
4. Results & Observations. Kamikochi is a much-loved national park gateway that receives visitors from all across Japan and, increasingly, from abroad. Nevertheless, the importance of accurate data and regular monitoring cannot be overestimated given the fact that claims of 'overuse' still persist in some circles while conversely entrance figures point to a gradual decline in visitor numbers in recent years.

References

- (1) Aiko (2005) The Social Carrying Capacity of Natural Parks: Perceived Crowding Among Mountain Climbers Handbook, Symposium Of Landscape Architecture, 125
- (2) Akihara, Sato, Shimazu (2001) Trends in Means of Transport Used by Visitors to Kamikochi (Natural History Association of Kamikochi KNHRA)
- (3) Jones (2007) Overuse in National Parks in Japan: A Case Study Analysis of the Development Cycle and Current State of Kamikochi, Masters Thesis, Shinshu University.
(連絡先 : Tom E Jones : tjones@fr.a.u-tokyo.ac.jp)

廃校利用による集落活性化のあり方について 山形県金山町を例に

奥田裕規、垂水亜紀（森林総研）・村松真（金山町教育委員会）

はじめに

金山町は、山形県の北東部最上地域に位置し、1878年7月、東北、北海道を旅する途中立ち寄った英国地理学会特別会員イザベラ・バードは、金山町のことを「非常に美しい風変わりな盆地、山頂までピラミッド形の杉の林で覆われ、北方へ向かう通行をすべて阻止しているように見えるピラミッド形の丘陵の麓にある町、ロマンティックな雰囲気のある場所」（イザベラバード、2000年、「日本奥地紀行」、高梨健吉（翻訳）、平凡社ライブラリー）と紹介している。そこでは、美しい街並みを目指した景観づくりが、1963年から現在に至るまで、継続して進められ、金山型住宅が建ち並び、落ち着いた景観が形成されつつある。多くの人がそこを訪れ、町中をゆったりと散策する。そして、金山町北部の山あいにある総戸数36戸の谷口集落にも年間16千人もの人が訪れる。この人たちの目的は廃校になった分校を利用し、谷口集落住民が中心になって運営する蕎麦屋である。本報告では、どうしてこの谷口集落で、このような取組が可能だったかを検証する。

調査方法

1996年3月に閉校された谷口分校を利用した集落活性化のための取組の実態把握のために、山形県金山町谷口集落住民や集落外の関係者への聞き取り調査を行った。

結果と考察

谷口地区は地区の人口、世帯数に殆ど変化がなく、住民のまとまりが強い。その精神的支柱は、1945年に創設された金山小学校谷口分校である。分校が地区住民の「精神的支柱」になり得たのは、転勤せずに「地域の教師」として、子供の教育と住民の教育に、定年までの28年間を捧げられた大場先生の存在が大きい。金山町には谷口分校以外に3つの分校があり、それぞれ漆野分校（1996年3月閉校）は取り壊し、朴山分校（2001年3月閉校）は教育文化資料館に、田茂沢分校（2001年3月閉校）は道草分校（木工・クラフト館）に転用されたが、その利用に広がりはなく、集落の活性化に結びついていない。谷口分校の利用について何回も地域で話し合い、学校を生かした農村体験をやりようということになったが、これだけでは経営として難しいので、コンスタントに営業する部門としてそば屋（「がっこそば」）をやることになった。大場先生の教えで、若いときから集まって議論する機会が多かったこと、役場職員、町議会議員たちからアイデアをもらえたこと（現在も運営委員で協力してくれている）、町外の協力者（宮城県や東京在住）があったこと等あって、この取組は実現した。「当初はそば粉を天童のそば屋から購入していたが、減反水田の高度利用組合であるドリームファーマーズが転作作物としてそば生産を始めたのでそこから調達するようになり、地域連携の取組が広がってきている。

（連絡先：奥田裕規 hironori@ffpri.affrc.go.jp）

都市近郊林における自然体験プログラム事業の運営体制の実態 —都立 野山北・六道山公園における事例を中心に—

○栗本佳奈・土屋俊幸（東農工大院農）

背景・目的

近年、国民の地球環境問題への関心は高くなり、それに伴い自然体験が注目されようになってきた。人口が都市に集中しているなか、都市住民にとって身近な自然環境である都市近郊林で行なわれる自然体験プログラムは、気軽に参加しやすく、今後需要が増加すると考えられ、ますます自然体験プログラムを提供する団体も増加すると思われる。しかし現在、自然体験プログラムの内容について多くの研究が進められているなか、運営体制について言及した研究は少ない。

そこで今回、都市近郊林の典型例として都立公園に着目し、そのなかでも多種多様な自然体験プログラムが数多く行なわれている都立野山北・六道山公園を事例に、今後自然体験プログラムを提供する上で必要な運営体制について考察することを目的とした。

なお本研究では「自然体験」を、自然環境の中で行なう、キャンプなどの野外体験や、動植物の観察などの環境学習、ネイチャークラフトなどの文化芸術体験、林業体験などの一次産業体験の総合的名称とし、自然体験について専門の知識を持ったスタッフ主導のもとに行われる活動を「自然体験プログラム」と定義した。

課題と方法

- 1) 都立野山北・六道山公園における自然体験プログラムの各プログラム内容、参加人数、スタッフの関わりなどの現状を把握する。
- 2) 当公園における自然体験プログラムの運営に関係している諸団体、個人に対して、対面式の聞き取り調査を行い、多様な主体がどのように運営に関わっているかを明らかにする。
- 3) 以上の結果をもとに、自然体験プログラムを提供する上で必要となる運営体制の考察をする。

結果

都立野山北・六道山公園は、東京都からの指定管理者制度により西武・狭山丘陵パートナーズ（以下：パートナーズ）が公園の運営を行なっているが、自然体験プログラムの企画から実行に至る一連の活動もパートナーズが担っている。パートナーズは2つのNPOと3つの株式会社からなる団体で、各団体の特徴を活かし、「維持管理」と「運営」の連携による業務展開を行なっている。また自然体験プログラムには、主催団体であるパートナーズだけでなく、公園ボランティア、NPO、地元市民団体なども多く関わり、連携をとっていることが分かった。

さらに報告では、パートナーズの構成団体、それぞれの関係団体がどのように自然体験プログラムの運営に関わっているかについて明らかにする。

（連絡先：栗本佳奈 50006537010@st.tuat.ac.jp）

カラマツ林業における素材生産の展開 —北海道十勝地域を事例として—

中尾信彦（北海道大）

はじめに

北海道十勝地域のカラマツ人工林の伐採量は、1996年の323,574 m³から2006年の570,665 m³まで増加してきた。十勝のカラマツ林業は、拡大造林期に植林された人工林の育成に伴い発達し、育林期の素材生産については、主に森林組合とその下請け業者が担ってきた。しかし、近年の生産力の活発化は、どう担われているのだろうか。そこで本研究では、素材生産が活発化してきている十勝地域を事例として、どのように素材生産が展開しているのかを明らかにする。

調査方法

まず、カラマツ製材業の動向をおさえた上で、製材業の原木集荷方法に注目しながら、素材生産業と製材業がどのような関係を築いているのかを把握した。次に、育林期の担い手であった森林組合の主伐期における事業展開を確認した後、民間の素材生産業がどのように展開しているのかを把握した。聞き取り調査は、十勝地域の15森林組合、素材生産業者8社、大手製材工場3社を対象におこなった。

結果と考察

製材工場の原木集荷方法は、大半の原木を大規模な素材生産業者から確保し、補完的に広範な業者から原木を集めてくる体制であった。大量の原木を供給する素材生産業者の存在は、工場からすれば原木集荷の安定化を意味し、素材生産業者からすれば事業量の安定化を意味する。また、工場と密接な関係にある業者は、工場の規模拡大を事業の拡大につなげる場合もある。

森林組合にはいくつかの展開があった。まず、積極的に素材生産をおこなっているタイプである。このタイプは、系統販売を利用せずに民間大規模工場と密接な関係を築いていた。一方で、間伐に関する素材生産以外を行わないタイプもある。その場合は、地域に有力な素材生産業者が存在し、一定のすみわけがなされていた。また、森林組合の下請け業者の中には、複数の組合の事業を請け負い、高度の機械装備を行い、独自に展開している業者も存在していた。

90年代以降、十勝の素材生産業は、高性能林業機械の導入などにより、その生産力を高めてきた。同じく森林組合も生産力を高めてきたが、十勝全体の素材生産のシェアを相対的に落としてきた。十勝の素材生産業は生産力を高めながらも再編がすすんできたのである。しかし、機械化が一定程度すすんだとはいえ、伐倒作業は人力が一般的であり、高齢化しているチェーンソーマンの再生産が喫緊の課題である。また、商社系の大手資本が先導する原木集荷もあり、その原木消費地は本州である。一方で、大規模工場は十勝外からも原木集荷している。そうした意味で、地域資源生産の外部化がすすんでいる。さらには、カラマツ資源の齢級構成から、その資源枯渇が危惧される。それらを踏まえれば、近い将来、十勝のカラマツ林業は資源の収奪競争に発展し、大規模な再編期を迎えることになるであろう。

（連絡先：中尾信彦 nobuhiko@for.agr.hokudai.ac.jp）

主伐期を迎える森林組合の現状と課題 - 北海道東部を事例として -

細田北斗（北海道大）

はじめに

近年、北海道の十勝・網走地方の民有林における主伐が盛んになっている。それと同時に、平成 15 年から平成 18 年までの 3 年間に伐採後植林されていない林地は、約 2,000ha 増加し、再造林放棄が進行している。人工林の齢級構成が偏っていることにより、急速な間伐林分の減少と主伐林分の増加という現象が起き、森林組合もそれへ対応が迫られている。

本研究では、主伐期を迎える北海道十勝・網走地方の森林組合の事業展開が、組織経営、組合員、制度の関係の中でどのように行なわれているのか、その現状と課題を明らかにする。

調査方法

十勝・網走支庁管内の森林組合（2 組合を除く計 24 組合）の管理職員（参事等）に対して、近年の事業展開の状況とそれに関わる組合員への対応を中心に聞き取り調査を行った。総会・総代会の議案を収集し事業報告・計画等を組合の事業概要の参考資料にした。

結果と考察

補助金を必要とする間伐等の森林整備が中心であった時までは、森林組合が組合員に代わって事務手続きや現場作業をすることにより、資源管理をある程度担ってきた。しかし、多くの人工林が間伐補助対象齢級以上に達してくると、今度は、森林組合以上の立木買取価格を提示する外部の素材生産業者（以下、業者）が主伐事業に参入してきた。このように、組合員には森林組合以外の選択肢が与えられ、これまでの組合員の森林組合依存という関係が変化している。間伐林分の減少などにより、事業量確保のため主伐事業に移行したいと考えている組合が多いが、それが可能かどうかは、以前から抱えている下請事業体の能力（高性能林業機械等）等の組織体制によって決まる。組合員が主伐事業をあえて買取価格の安い森林組合に依頼することがある。それは、これまで森林組合が如何に組合員とコミュニケーションをとってきたかが大きく関わっており、このコミュニケーションが、如何に組合員を繋ぎ止めるか、更には林業の持続性にも関わっている。

積極的な主伐を行う森林組合の中でも、強力な造材班の体制や組合員への呼びかけにより、組合員所有林の主伐の殆どを担っているケースと、業者と競合しているケースがある。比較的主伐から再造林事業への受け渡しが計画的に行いやすい。業者との間で資源の取り合いが起きることによって計画的な再造林に支障を来している。全体的にこのケースが多い。その他、既存の造林作業班中心の体制を維持する森林組合の中でも、業者と連絡を取りながら住み分けができているケースもある。しかし、森林組合が業者に対して、造林予算に応じて主伐量のコントロールを求めることは困難である。主伐だけを見れば、業者による方が組合員の利益は大きいことが多いが、現状においてそのことが必ずしも再造林にはつながっていない。企業的に進められる主伐と補助金によって規定される再造林との不均衡が起きているのである。

（連絡先：細田北斗 hokuto7@for.agr.hokudai.ac.jp）

森林組合の労働力構成と一人親方の実態 —大分県を事例に—

○川崎章恵（九大院生資）、興杵克久（九大院農）

1. はじめに

1990年代以降、各種の雇用近代化施策が講じられる一方で、いわゆる林業一人親方などの請負人の存在も依然として大きい。また、林業就業者数が減少する中で、近年林業一人親方の労災加入者（労災保険第二種特別加入者）数が増加しており、厚生労働省によれば全国で2000年の1,685人から2005年には1,804名と増加している。中でも大分県は387名と、全国で最も多い県で、全国の2割を占めている。

大分県では、労災保険特別加入制度が林業に適用された直後の1980年代に、現在ある一人親方団体の多くが設立され、一人親方団体の歴史も古い。ここ数年でも新たに設立の動きがみられる。これらの一人親方団体の多くは、森林組合を窓口としている。福岡県では、森林組合の雇用戦略の中で新たに一人親方が生み出される動き（雇用労働力の請負化）がみられたため、一人親方増加の背景・要因を明らかにするには、森林組合の労働力構成（雇用、請負の構成）や一人親方と同等の就業環境にある請負人の実態を把握することが重要となる。そこで、本研究ではまず森林組合の労働力構成の把握し、次に一人親方を含む請負人の就業実態を明らかにするとともに、請負組織への再編への経緯を明らかにすることを目的とする。

2. 森林組合の労働力構成

大分県では1991年10月に、林業労働力の育成確保、高性能林業機械の導入による低コスト・省力林業の推進を目的に、財団法人大分県森林整備センターが設立され、県下13森林組合にも森林整備センターが配備された。県下一斉に各森林組合の森林整備センターで現業職員として若手林業従事者を雇用した動きは、各森林組合の労働力構成に影響を与えているものと考えられる。

森林組合の労働力（事務職を除く）については森林組合一斉調査によって把握されているが、雇用や請負の明確な定義がないため、本研究では森林組合の現場作業の担い手すべてについて、労災保険の加入形態、その他社会保険の加入状況、給与形態などから労働力構成を明らかにした。その分類は、森林組合が労災保険を掛ける直接雇用労働力として①森林整備センター職員、②その他の直接雇用作業員、③季節的な臨時直接雇用作業員、労働者自身が労災保険に加入している者として、④労災保険第一種特別加入の請負人（中小事業主及びその家族、人夫）、⑤労災保険第二種特別加入の請負人（一人親方）、⑥労災保険加入形態不明の請負人の6つである。

3. 一人親方など請負人の実態

森林組合の労働力構成を把握した上で、一人親方と同等の就業状況にあると考えられる、上述の④～⑥を対象に、属性、就業実態等について郵送によるアンケート調査を実施し、発送数667名に対し、273名（41%）から回答を得た。そして、請負人を一人親方、中小事業主、中小事業主の人夫、その他と4つに分類し、分析を行った。

問合せ先：川崎章恵 <kerria-a@ffp.kyushu-u.ac.jp>

農山村における主体形成についての予備的考察

○ 三木敦朗（岩手大学大学教育総合センター）

農山村において、地域の産業を存続させ、居住を可能とする施策は様々に提案されている。しかし、施策やシステムの生成が論じられることはあっても、「どのような人・人々がその生成を可能ならしめたのか」という人物像・人間類型を明らかにするものは少ない。また、「どのような契機によってこの人間類型が成立したのか」も明らかでないと思われる。地域おこしのためには「人づくり」が必要であると指摘される。このことを、やや広義に「(変革) 主体形成論」の範疇と考え、従来の研究を現代的に再考察することが本報告の目的である。

これまで主体形成は多くの場合、生産力の「担い手」と同一視されてきた。農林業においてはとりわけその傾向が高い。経営面積・生産量の大きさや、機械化をもって位置づけられることもある。これには一定の妥当性はあるものの、再考の余地があると思われる。

そこで例えば、山田盛太郎における主体形成を参考にしたい。山田は戦前期の産業内において、旋盤工に代表される多能的労働者に主体形成をみたのであった。分業体制の中にもありつつも生産過程が把握できることを重視したためである。また、農業においては農法（地力再生産・雑草防除体系）変革の担い手に主体形成をみる見解もある。これらを「人間と自然との物質代謝 Stoffwechsel」論とあわせて読み替えることはできないだろうか。

一方で、地域づくりにかかわる人の「集まり」をどのように考えるかも、問われなければならない。ネグリ・ハートの「マルチチュード」概念は、地域社会の画一的でも拡散的でもない多様性の把握を可能にするものである。鶴見和子の「キーパーソン」概念では、地域の中心的人物の自己教育過程が採りあげられた。しかしいずれも、上記の生産過程を通じた主体形成論との接続は不十分だと思われる。

以上のような予備的考察をふまえて、今後、農山村における農林外就労・多就業あるいは地域外就労などが地域づくりに与える影響を整理する予定である。

引用文献

アンドリュウ E バーシェイ『近代日本の社会科学』N T T出版、2007年／アントニオ
ネグリ・マイケル ハート『マルチチュード』（上・下）日本放送出版協会、2005年／鈴木敏正『主体形成の教育学』御茶の水書房、2000年／鶴見和子『内発的発展論の展開』筑摩書房、1996年／磯部俊彦ほか『変革の日本農業論』日本経済評論社、1986年／置塩信雄『現代資本主義と経済学』岩波書店、1986年／山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年 など

（連絡先：三木敦朗 mikia26@iwate-u.ac.jp）

農山村の振興とコモンズ論

岡田秀二（岩大農）・佐々木一也（岩大連大）

岡田久仁子（東北開発研究所）

1．問題認識

ここ数年、報告者らは具体的に農山村振興運動をサポートし、その運動展開を学会報告する一方、コモンズ論や集落論についても管見の限りで研究蓄積をサーベイしてきた。それは、自らの農山村振興論の理論的根拠を明確にしたいためである。しかしなおその課題を追究し切れずにおり、整理の階梯も足踏み状態を重ねている。

かつてであれば、少なくとも報告者においては資本主義と林業、そして林業における資本主義といった課題への基礎理論形成に寄与すべく、そうした中に地域の課題も位置付けていた。この点は、今日社会が如何にポストモダン状況が浸透しつつあるとはいえ依然として資本主義の下にあるわけで、こうした整理が全く意味をもたないとは考えていない。しかし今日では、地域が抱える問題にしる、森林、林業や環境の問題にしる、あるいは都市中心に目立つ人間性喪失問題にしる、そのいずれもが近代の展開がもたらした問題であり、今や近代の相対化こそが求められているといえよう。

2．近代相対化装置としてのコモンズ論等

上述の関心を持ちつつ農山村振興論を理論的枠組みに結ぼうとする時、近年展開されているコモンズ論は大変魅力的である。コモンズ論に加え環境社会学分野での議論や公共論、公共空間論、共同体論や報告者らの新入会論などでは、歴史射程の長さ、都市や農山村は勿論世界大に広がる空間的スケール、さらには新しい問題としての環境問題やIT化問題についても扱われており、これらの論の中に今後の方向性を感じるのである。近代乗り越えの実態と論理をみて取ることが可能である。そこからはまた今後の農山村振興論を掘り下げ、一定程度の共通の追究論理という意味での理論的仮説提示も許されることであろう。

3．近代相対化の2つの途と日本におけるその実践的統一

今日のがわが国農山村振興運動がすすめるべき理論的仮説として、コモンズ論による近代相対化の2つの途と、その日本における実践の際の一体化の必要性について提案し、議論をいただきたい。一方の途は井上真氏等の主張にある途上地域を対象に論ぜられているものである。環境問題や資源の過剰利用圧力を特徴とし、西欧的近代化を必ずしも必然ルートとはしないルートとしてのコモンズ論である。

もう一方はわが国農山村で提起されているコモンズ論等である。西欧型近代の日本版を経由するとともに資源利用の放棄や地域衰退の中から、それを乗り越える途として都市等との一体化を含め模索されているものである。しかし、ここでも現実的には環境対応としての持続的循環的あるいは環境共生的論理が不可欠であり、その限りで先のもう一方のコモンズ論との一体化が必要であろう。

（連絡先：岡田秀二 shujisan@iwate-u.ac.jp）

地域による共同的な林野管理制度としての財産区 —2007年悉皆調査に見る設置現況と平成の市町村合併の影響—

○齋藤暖生(総合地球環境学研究所)・山下詠子(東京大院)・浅井美香(一橋大院)・泉留維(専修大)

課題と方法

財産区制度は、林野等の財産をめぐって旧来より地域で共同的な利用・管理を行ってきた組織に特別地方公共団体として法人格を持たせ、当該財産の所有を認めるものである。この制度は、地域による主体的な資源管理の存在を基礎とする一方で公的なコントロールを受けやすい、という二面的な性格を持ち、林野管理制度を考察する上で興味深い。また、財産区は主に市町村の合併時に設置することができ、明治・昭和の大合併時に多くの財産区が設置されてきた。平成の大合併に際しても、その動向が着目される。本報告は、山林、保安林、原野のいずれかを保有する財産区を林野財産区とし、その現況と平成の大合併の影響に関する基礎的情報を示すことを課題とする。

特別区を含む全国 1,827 自治体に対して郵送によるアンケート調査をおこなった。送付は2007年3月1日付けとし、財産区の現況は同年3月31日時点のものを問うた。

結果と分析

2007年10月11日現在、1,789自治体(回収率97.9%)から回答を得た。これらのうち、財産区を設置する自治体は439(24.0%)、財産区の数は3,543である。これら自治体の9割にあたる398で林野財産区が存在する。林野財産区の数は2,208であり、財産の種別について明記のある回答に占める割合は、65.4%である。右の図に示すように、林野財産区の設置は地域的に偏在している。

財産区の設置時期をみると、昭和の大合併以前に設置された財産区は45.8%、以降に設置された財産区は54.2%(有効回答2,878)である。これに対し、林野財産区の場合、前者は33.3%、後者は66.7%(有効回答1,969)である。

平成に入ってから財産区の動向をみると、大きな動きとして、財産区の解散、新設があった。解散した財産区は70あるが、これらのうち財産の種別が明らかな67すべてが林野財産区である。市町村合併が契機となった解散は32でしかなく、方針変更を理由とするものが39ある。合併を契機として新設された財産区は59あり、これらのうち58が林野財産区である。ここでは、山梨県が30の新設と目立つ。

まとめと今後の課題

財産区制度の中で林野財産区はその主たる構成要素であり、地域的に偏在しつつも、今なお多く存在する。平成の大合併に際しての財産区新設はごく低調だったが、林野財産区に関しては多くの新設があった。一方で、多くの財産区が解散したのも林野財産区の特徴である。今後、今後の合併で動きのあった林野財産区について、実際の運営状況に基づいた考察を行うことが課題となる。

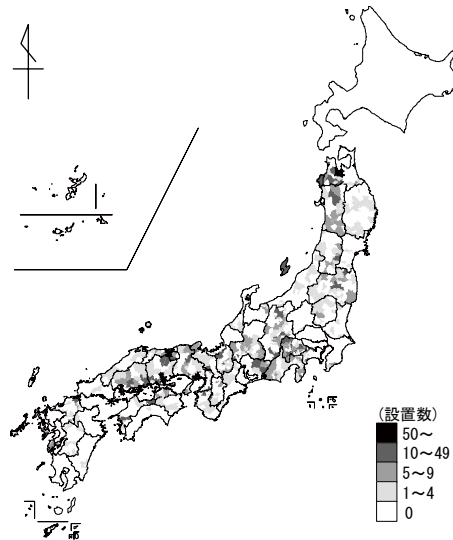


図 市町村別林野財産区設置数の分布

(連絡先: 齋藤暖生 haruo@chikyu.ac.jp)

集落の生活と集落の土地利用の変遷に関する研究

- 岩手県旧大東町曾慶集落を例に -

三浦隆博（岩大院農）・岡田秀二（岩大農）
佐々木一也（岩大附属 FSC）・岡田久仁子（東北開発研究所）

背景と課題

中山間地域では耕作放棄地、荒廃地が増加を続け、間伐が進んでいない森林も多くある。高齢化や労働力不足、急峻な地形、個々の農家の就業や経済状況の変化など多くの要因が指摘されている。耕作放棄地対策の一つとして、中山間地域等直接支払制度が挙げられる。多くの集落で対処活動が行われ成果があるという。集落協定が特徴の事業であり新たな観点からのものである。本研究では、耕作放棄地の発生と林野整備の遅れに関し、個々の農家の生活の現状と、そこでの集落機能・活動の実態との係わりからみること、集落内のどの土地・林野では保全と土地利用がされ、どの土地・林野では耕作放棄されることとなっているのか、間伐が遅れているのはどんな集落か構成農家なのか等、集落における農林家生活と今日的土地保全に関し事例調査を行った。調査対象地と分析方法

対象地は岩手県旧大東町曾慶集落である。総戸数 388 戸、総農家数 315 戸、経営耕地面積約 280ha で耕作放棄地は約 57ha(2000 年センサス)と増加し続けている。分析は、耕作放棄地や間伐等の森林整備の現状を整理し、詳しい実態に関してや集落住民が中山間地域等直接支払制度などを活用し、耕作を再開した土地について、所有者や森林組合、集落の代表者等から聞き取りを行い、個々の農家や集落機能・活動の現状を整理し、その要因や農地と林地には因果関係があるのか分析した。

分析

農地：曾慶集落第 5 区に着目した。この地区は、総戸数 68 戸、総農家数 50 戸、経営耕地約 36ha で耕作放棄地は約 10ha(2000 年センサス)である。この地区の 2000 年の航空写真と地籍図から、どの土地が耕作放棄されているのかを整理し、現時点での土地利用の状況を把握、耕作放棄地の増減を明らかにした。放棄地の顕著な土地に関し、個々の所有者などからその要因について聞き取りを行い、集落活動などを通じ耕作を再開した土地については、なぜその土地なのかなどに関し集落の代表者に聞き取りを行った。

林地：曾慶集落全体が対象。総面積は約 860ha、うち 96%は個人有である。樹種別に見ると、スギ 30%、アカマツ 13%、その他広葉樹 50%である。林齢は、スギの 75%が 36 年生以上で、これはどの樹種でも同様の傾向を示す。これらを踏まえ、森林現況図からどの地域にどんな樹種と林齢の森林があるのかを把握し、森林現況表から詳細について整理した。そして、間伐補助金による林小班毎の整備記録から、どの林小班で整備が遅れているのかを明らかとする。その部分の林野に対し、所有者や森林組合に対し聞き取りを行い、その原因や林野整備に関する課題を整理した。

今後の課題

集落などによる活動によって耕作を再開した土地や森林整備が行われている林野に対し、一時の活動によるものではなく、今後も続けていくにはどのような条件が必要なのか、個々の農林家の状況や今日的集落機能の発現条件、集落住民による活動の有無だけではなくその詳細な活動状況、さらには政策による補助金などの支援を含めた様々な要素を詳しく見ていく必要がある。

（連絡先：三浦隆博 a3206028@iwate-u.ac.jp）

地域における公的組織と住民及び自治体との関連 北上山系山村川井村を例に

菊池陽佑（岩大院農）・岡田秀二（岩大）
佐々木一也（岩大附属 FSC）・秋谷恵理（岩大院農）

課題と背景

北上山系山村の川井村は、高標高での冷涼な畑作と短角牛の生産農家からなる地域であり、資本家的経営へと上向する展望のない地域である。そのため、「公」的経営が主体をなしたり、「公」的支援が大きな役割を果たしてきた。森林分野では営林署による国有林野事業と林業公社、最近では、集成材工場である第3セクター「株式会社ウツティかわい」が公的組織として生産や生活の中心的役割を担ってきた。今後も、「公」的性格の強い経営体や資源の保全・利用主体が、地域にとっては不可欠であろう。

そこで、本研究では、改めて地域における公的性格の経営体に注目し、その事業展開の特徴とそれが地域住民や自治と如何に係わり、どんな関係にあったかを整理し、今後の「公」について若干の考察を行うこととした。

林業村としての展開

調査の対象地である川井村は、森林率 94%を有しており、林野利用のあり方が地域の生活を大きく規定してきた。森林は、国有 私有併存型であり、かつては国有林野事業を中心とした木材産業が盛んであった。営林署の職員が多数居住し、村内6つの駅には、伐採された原木が山積みになっていた。私有林については、農林家の資本力が低く、パルプ材・薪炭・枕木生産中心から抜け出せずにいたため、林業公社を中心とした公的造林が行われてきた。しかし、材価低迷により国有林野事業は衰退し、さらに、林業公社も多額の債務を背景に 2007 年 5 月をもって解散し、県有林事業に一元化された。森林・林業分野の新たな動きとしては、1992 年に第3セクター「株式会社ウツティかわい」が設立された事である。設立当初は、ブナなどの広葉樹を楽器部材用として販売していたが、1998 年からはカラマツを主体とした構造用集製材を製造販売しており、現在では、構造用集製材工場で国産材の利用量は日本一である。川井村には、この他2つの第3セクターがあり、村内住民の生活に大きな役割を果たしている。

分析

川井村の産業構造と財政事情の変化 村の産業についてみると、すでに 1975 年度においても、純生産額の第1位は建設業で 25%を占めているが、農業 12.3%、林業 11.5%も依然として大きい。その後、農業と林業は徐々に後退し、2003 年には、農業と林業は各々 2.6%、0.3%となっている。しかし、村は牧野その他レクの利用の国有林活用に力を注ぐ外、岩手県林業公社の事業支出を行い公的経営と一体的に地域産業を支える対応を示してきた。ところが、財政事情の変貌はこうした展開にも襲いかかってくる。

川井村の財政分析 交付税に関して 2000 年度と 2004 年の額を比較すると、約 9 億円減となっている。2000 年からは総額も減少傾向に転じている。1991 年からは、自主財源も 1 割を切った。

第3セクターの展開と住民及び自治体との関係 村には第3セクターとして、上記した「株式会社ウツティかわい」の他に、村内農産物の購入や、特産品の開発・生産・販売、「道の駅」の管理や「道の駅」内にあるレストランの経営等を行う「社団法人川井村産業開発公社」と村内タクシーとバスの運營業務を担う「有限会社川井交通」がある。村内住民の生活安定には、欠かせない存在である。

考察

川井村における公的組織の展開を整理すると、住民や自治体にとっての「公」は、国から県、現在では、再び自治体と住民の協力によるものとなっている。中央集権型国家の方向転換がはじまっている今日、この地では地元身近な「公」の再構成に見出す以外ないからである。

（連絡先：菊池陽佑 a3206010@iwate-u.ac.jp）

山村生活において人々のつながりが果たす機能 —山形県金山町谷口地区を事例として—

○大森彩・土屋俊幸(東農工大院)・田中伸彦
・八巻一成・駒木貴彰・奥田裕規(森林総研)

はじめに

山村では過疎化・高齢化などの問題が生じているが、この現状の中いかにして生活を維持していくかが課題となる。その中で、「人々のつながり」は農業など衣食住を支える面(物質面)でも、あるいは楽しむため(精神面)でも、山村で生活していく原動力になっていると考えられる。本報告では山村における人々のつながりが山村生活に果たしている機能を明らかにすることを目的とする。

課題と調査方法

調査地は山形県金山町谷口地区である。人口 156 人、36 世帯(2006 年)であり、住民の自主的な活動として「四季の学校」「がっこそば」が行われている。谷口地区に関しては垂水(2006)による報告があるが、本報告ではこの報告を踏まえて更なる詳細な調査を行いたい。また、本報告では人々のつながりを組織(自治会、老人クラブ、サークルなど)と非組織(立ち話、畑の共同作業など)に分けて扱うこととする。谷口地区の住民を対象とした聞き取り調査より、組織の変遷から人々のつながりの変遷の傾向をつかんだ上で、組織・非組織の実態とつながりに対する人々の思いを把握する。これらの結果を踏まえて人々のつながりの機能を明らかにする。なお、聞き取り調査は 18 世帯に対し行った。

結果と考察

ここでは組織と非組織の概要を述べることにする。まず、組織の変遷から、人々のつながりは過疎化・高齢化、職業の多様化、生活水準の向上などの影響で変化してきたことが分かった。現状としては、部落として行われる道草刈りのように居住環境を維持するものは、形を変えつつ存続している。また、四季の学校や趣味サークル等目的ごとに新しく組織が作られ、それらは人々にとっての楽しみになっている。

非組織では個人の生活を維持するためのつながりが見出されたが、数は少なかった。例えば車の送り迎えなどの扶助面は日常的に行われていない。お茶を飲むなどの交際面も以前は地区内で多く存在していたようだが、現在は減少しているという。さらに、交際の範囲も地区に限らず個人個人で様々である。

以上のような結果を踏まえ、本報告では人々のつながりに対して思うことについても把握し、山村生活を営む上での人々のつながりの機能を明らかにしたい。

(連絡先：大森彩 50006537006@st.tuat.ac.jp)

滋賀県湖東地域における入会林野利用の展開

岩本 純一（愛媛大）

はじめに

滋賀県の湖東地域には近世以前より複数の村落にて入会林野を利用していた事例が数多くみられる。入会林野を利用する村落の中には、村落内にほとんど林野をもたない村落もある。こうした複数の村落にて入会林野を利用していた事例をみると、複数村落のまとまりが発生する要因として、村落が一つの谷筋ごとに連合を形成するという地形的要因によるものが多く、より具体的には稲作の水利関係を共にする事例が多い。本発表では、そのような事例の一つとして、滋賀県日野町に存在するかつて「日野山」と呼ばれていた入会林野をとり挙げ、林野利用の歴史的展開をみた上で、その特徴について明らかにしたい。

研究の方法

本発表の研究では、1679（延宝7）年の検地帳に「日野山」と記載された入会林野を研究対象とした。その検地帳で日野山は「柴草山十九ヵ村立会」とされている。「立会（たちあい）」とは、この地域において複数村落で利用する入会林野の利用形態を指している。明治期以降、この入会林野を利用するために編成された組織は、さまざまな形態を経た後、1964（昭和39）年に「綿向生産森林組合」となり、現在に至っている。綿向生産森林組合は1,172haの森林（うち536haは人工造林地）を所有し、1,567名の組合員で構成される生産森林組合である。本研究では、主として、綿向生産森林組合所蔵の歴史的資料をもとに入会林野利用の分析を行った。

研究の結果

本研究によって日野山における林野利用の歴史的展開を検討した結果、入会林野の利用形態として、次のような特徴をもつことが分かった。

1. 当該地域は中世より惣村の組織が発達し、近世においては大藩に支配されることがなかったため、日野山の利用においては村落連合による自治的な管理の下での利用という性格が強く現れていた。
2. 村落連合は水稻耕作の水利に関する利害を共有するとともに、水源のある綿向山（標高1,110m）をめぐる信仰も村落連合の統合に大きな影響を与えていた。このことが入会林野を過度に利用することを抑止するはたらきを持っていたと思われる。
3. 日野山を利用する権利には村落間の格差があり、また、村落内でも階層により格差があったものと思われるが、本研究では史料の制約もあり、その実態ならびに要因については解明ができなかった。この点については今後の研究課題としたい。

（連絡先：岩本 純一 junichi@agr.ehime-u.ac.jp）

混住化地域における入会集団の動態 —長野県の事例より—

○山下詠子（東京大院）

1. 研究の背景と課題

近年の農山村においては、地方都市部における混住化と、周辺部における過疎化の両方が進行している。混住化地域では入会林野が開発される機会が少なくなく、入会集団において新戸を権利者として認めるかどうかが課題となる。一方過疎化地域においては、広大な入会林野が存在することが少なくなく、管理の担い手の確保が課題となる。本研究では、戦後の入会集団をとりまく最も大きな変化として混住化現象に着目し、混住化に伴い権利者の範囲や権利の得喪においてどのような問題が出てきているかを明らかにし、またその対応と多様な林野の法的所有形態との関連性を検討する。

2. 方法および調査地の概況

調査は入会林野の数・面積が多く、多様な所有形態の存在が認められる長野県を対象とし、混住化が進行する地域であることと所有形態から、長野市・諏訪市・伊那市・山ノ内町を事例調査地とした。林野の所有名義として、代表者個人・記名共有、社寺有、大字等（表題部のみ登記）、財産区、認可地縁団体、生産森林組合、林野利用農業協同組合、株式会社、公益法人（社団法人・財団法人）となっている事例を選定した。調査は、集落等が管理を行っている入会林野等において、区長や林野管理組織の役員への聞き取りと資料収集により行った。

3. 結果

混住化地域においては、新戸に権利を与えずに旧慣を守る集団がある一方、積極的に新戸を取り入れようとする集団も見られた。所有形態別にみると、第1グループとして、協業組織である生産森林組合、林野利用農業協同組合、また株式会社の法形態をとる集団においては、出資を介して構成員が決定されることから、新戸へは権利を与えない（または新戸が権利を得ない）傾向が見られた。第2グループとして、財産区や認可地縁団体のように、区域内の全個人が構成員とされる法形態の場合、制度に則って新戸にも無条件に権利が発生する傾向が見られた。その他に、公益法人（財団法人・社団法人）、また多くは記名共有となっている入会集団においては、新戸に権利を与える場合と与えない場合の両方が確認された。このように、生産森林組合・林野利用農業協同組合や財産区・認可地縁団体などの構成原理が明確な法形態においては、制度上の規定によって構成原理が影響を受け、制度に実態がすり寄る事例が多いものの、制度にかかわらず旧慣を維持する事例も確認された。

4. まとめと考察

入会集団の構成原理である権利の得喪は、林野の持つ経済的価値や、これまでの林野の利用方法や管理の程度などが影響していると考えられる。今後は、森林管理の担い手という観点から入会集団のあり方を検討していくことが課題となる。

（連絡先：山下詠子 utaco@fr.a.u-tokyo.ac.jp）